

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年4月8日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年3月18日 午前9時00分

2 事故発生の場所

つくば市竹園一丁目120番

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

つくば市道4-4473号線（P）上の街路樹から樹皮が落下したことにより、隣接する駐車場に駐車していた相手方車両のフロントガラス等を損傷させたもの

5 損害賠償額

金1,115,100円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金1,115,100円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。